

岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

	令和	2年	2月20日	条例第1号
改正	令和	4年12月16日		条例第2号
	令和	5年	6月16日	条例第5号
	令和	5年12月22日		条例第7号
	令和	6年12月23日		条例第4号
	令和	7年	3月19日	条例第3号
	令和	7年12月23日		条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(号給)

第5条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けたものをいう。第15条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(給料の支給方法)

第6条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第7条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(地域手当)

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第9条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第10条 給与条例第20条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第20条第3項	勤務時間等条例第3条第1項、第4項及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
第20条第4項	勤務時間等条例第5条の規定に基づき、あらかじめ勤務時間等条例第3条第2	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の

	項又は第4条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間	正規の勤務時間
--	--------------------------------	---------

(宿日直手当)

第11条 給与条例第21条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第21条の勤務は、前条において準用する給与条例第20条、次条において準用する給与条例第22条及び第13条において準用する給与条例第23条の勤務には含まれないものとする。

(夜間勤務手当)

第12条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第13条 給与条例第23条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条	勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日	岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年条例第14号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日
	勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	正規の勤務時間中に勤務すること	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務すること

(端数処理)

第14条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第20条、第12条において準用する給与条例第22条及び前条において準用する給与条例第23条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたと

きはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第15条 給与条例第28条から第30条までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第23条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第31条第1項及び第5項の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属するフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第10条において準用する給与条例第20条、第12条において準用する給与条例第22条及び第13条において準用する給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

- 第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

- 第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこその端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用

職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、給与条例第14条の規定の例により計算して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第21条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(第21条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の

勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第22条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）

第23条 給与条例第28条から第30条までの規定は、任期が6月以上のパートタ

イム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第28条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第23条の2 給与条例第31条第1項及び第5項の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属するパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパート

タイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額とする。

（報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現
日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を
差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額
- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
 - (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第26条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第11号)の規定の適用を受ける職員の例による。

(給与からの控除)

第29条 給与条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(退職者の給与)

第31条 退職者は、退職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例の一部改正)

第2条 岩手沿岸南部広域環境組合職員定数条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「6月以内の期間を定めて雇用される者」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

(岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第3条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質

等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第17条及び第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第25条に規定する勤務時間1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「算出した額とする。」の次に「育児短時間勤務職員等、」を「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第20条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第33条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第33条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員(」の次に「非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。」を加える。

附 則(令和4年12月16日条例第2号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 5 第3条の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和5年6月16日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年6月1日から適用する。

附 則(令和5年12月22日条例第7号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年4月1日から、第1条中第15条第1項及び第23条第1項の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から、第15条の2第3項及び第23条の2第3項の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、同年12月1日から適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条中別表第1の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から、第1条中第15条の2第3項及び第23条の2第3項の改正規定による改正後の岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、同年12月1日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

号給	給料月額
	円
1	197,100
2	198,200
3	199,400
4	200,500
5	201,600
6	203,300
7	204,900
8	206,500
9	208,000
10	209,800
11	211,400
12	213,000
13	214,500
14	216,200
15	217,900
16	219,600
17	220,800
18	222,500
19	224,100
20	225,600
21	227,100
22	228,700
23	230,300
24	232,000
25	233,600
26	235,300
27	236,600
28	237,900
29	239,300
30	240,400
31	241,500
32	242,600
33	243,700
34	244,600
35	245,500
36	246,600
37	247,600
38	248,500
39	249,400
40	250,200
41	251,000
42	251,700
43	252,300
44	252,900
45	253,700
46	254,300
47	254,900

48	255,500
49	256,000
50	256,600
51	257,200
52	257,700
53	258,100
54	258,500
55	258,900
56	259,200
57	259,500
58	259,800
59	260,100
60	260,400
61	260,700
62	261,000
63	261,300
64	261,600
65	261,900
66	262,200
67	262,600
68	262,900
69	263,200
70	263,500
71	263,800
72	264,100
73	264,400
74	264,700
75	265,000
76	265,300
77	265,600
78	265,900
79	266,200
80	266,500
81	266,800
82	267,200
83	267,500
84	267,800
85	268,100
86	268,400
87	268,700
88	269,000
89	269,300
90	269,600
91	269,900
92	270,200
93	270,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。